

# 医療制度からのお知らせ

## 高齢者の医療費の自己負担割合

問い合わせ／国保年金課保険担当（内線2652・2653）・後期高齢者医療担当（内線2662・2663）

70歳以上の国民健康保険と後期高齢者医療制度の加入者の医療費の自己負担割合は、令和3年度の住民税課税所得を基に判定しています（【表1】）。

【表1】で3割負担に該当する国保加入者のうち【表2】①～③のいずれかに該当する場合は、申請により自己負担割合が2割となります。また、【表1】で3割負担に該当する後期高齢者のうち、【表3】①～③のいずれかに該当する場合は、申請により自己負担割合が1割となります。

該当する方には、申請書を送付しますので申請をお願いします。

【表1】

令和3年度（令和2年中） 住民税課税所得	70歳以上の国保加入者の 医療費自己負担割合	後期高齢者の医療費 自己負担割合
145万円以上	3割	3割
145万円未満	2割	1割

※加入者が2人以上いる世帯のうち、3割負担者が1人でもいる場合は、それ以外の方も3割負担となります

【表2】

	世帯内の 70～74歳の 国保被保険者数	令和2年中の収入額
①	1人	383万円未満
②	1人	後期高齢者医療制度へ 移行した方を含めた収 入合計が520万円未満
③	2人以上	収入合計が520万円未満

【表3】

	後期高齢者 医療の 被保険者数	令和2年中の収入額
①	1人	383万円未満
②	1人	同一世帯の70～74歳の方 を含めた収入合計が 520万円未満
③	2人以上	収入合計が520万円未満

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の加入者の方へ、7月中に新しい保険証を送付します。

## 多子世帯への減免を継続

問い合わせ／国保年金課保険担当（内線2652・2653）

国民健康保険の多子世帯への減免措置を、令和3年度も引き続き実施します。対象世帯には、6月中に  
お知らせと申請書を郵送しています。

**対象世帯**／18歳未満の被保険者が3人以上いる世帯 **減免内容**／第3子以降の均等割額を全額免除

※賦課限度額が適用されている世帯や、申請前に納期が到来している保険税などは対象外

**申請方法**／郵送された申請書、本人確認書類（運転免許証等）、18歳未満の被保険者全員の医療費受給者証（こどもの医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証、重度心身障害者医療費受給者証のいずれか）を持参し、国保年金課又は両支所福祉グループ



# 国民健康保険・後期高齢者

## 入院等により医療費が高額になるときは

問い合わせ／国保年金課国保給付担当（内線2651・2655）・後期高齢者医療担当（内線2662・2663）

国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入している方が、入院等で医療費が高額になることが見込まれる場合、医療機関で提示をすると自己負担額を抑えることができる「限度額適用認定証」を交付します。

また、一定の所得以下の方は、入院時の食事代が軽減される「標準負担額減額認定証」を交付します。なお、すでに認定証をお持ちの方は有効期限が7月末日となります。国保加入者で引き続き認定証が必要な方は、7月26日(月)以降に改めて申請が必要です。所得区分等の詳細は市HPをご確認ください。

交付要件／申請日時点で国民健康保険税又は後期高齢者医療保険料に未納がない方

申請窓口／国保年金課・両支所福祉グループ



▲国保の所得区分等



▲後期高齢者の所得区分等

## 均等割額の軽減基準を変更

問い合わせ／国保年金課保険担当（内線2652・2653）・後期高齢者医療担当（内線2662・2663）

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除への10万円の振替等）に伴い、国保税及び後期高齢者医療制度の軽減判定基準が変更となりました。詳細は市HPをご確認ください。



▲国保の軽減基準等



▲後期高齢者の軽減基準等

### ～所得の申告をお願いします～

限度額適用認定証の交付や高額療養費の支給を受けるには、世帯全員（16歳以上）の所得の把握が必要になります。世帯に未申告の方がいると、上位所得世帯と判定されますので、扶養家族で所得がなくても申告が必要です。また、国保税や後期高齢者医療保険料の所得割や均等割の軽減判定にも用いますので、必ず申告をお願いします。

## 保険税(料)決定通知書を送付します

問い合わせ／国保年金課保険担当（内線2652・2653）・後期高齢者医療担当（内線2662・2663）

前年中の所得を基に算定した保険税(料)の決定通知書を送付します。年金天引きされている方で口座振替への変更を希望する場合は、国保年金課又は両支所福祉グループで手続きできます。

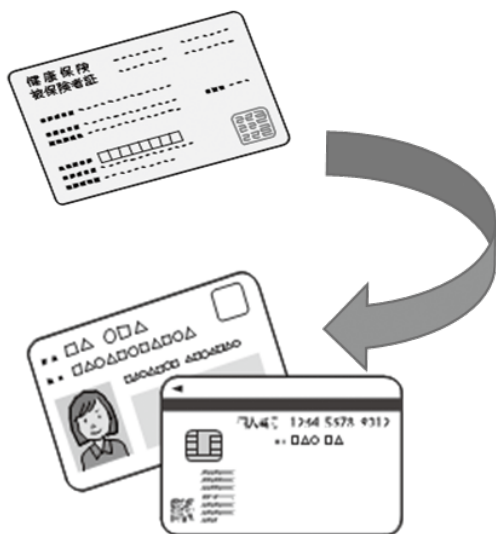
また、納付書で保険税(料)を支払っている方は、便利な口座振替をおすすめします。通帳と印鑑を持参し、金融機関・国保年金課・両支所福祉グループで手続きできます。なお、後期高齢者医療制度加入者で国保税を口座振替していた方も改めて申請が必要です。

## マイナンバーカードを保険証として利用できるようになります

問い合わせ／国保年金課保険担当（内線2652・2653）

マイナンバーカードの保険証利用が10月頃から本格運用される予定です。マイナンバーカードを保険証として利用すると、マイナポータルで自分の特定健診状況や薬剤情報を確認できるようになるなど、さまざまなメリットがあります。

保険証として利用するには申込みが必要です。マイナポータルで利用申込みを受け付けています。対応するスマートフォンからも申込みができます。



利用申込みはこちらから▶  
マイナポータルHP



## 国民年金保険料の納付が困難な場合

問い合わせ／大宮年金事務所（☎048-652-3399）

又は国保年金課年金担当（内線2437）

収入の減少や失業等により保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請により保険料の納付が「免除」又は「猶予」される制度があります。

令和3年度の免除等の受付は7月1日から開始し、7月分から令和4年6月分までの期間を対象として、令和2年分の所得により審査を行います。

### 免除（全額免除・一部免除）申請

本人、配偶者、世帯主それぞれが、申請する年度の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が全額免除又は一部免除となります

### 納付猶予申請

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれが、申請する年度の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます

### ご注意ください



- 所得審査は、市町村民税の所得内容を基に行いますので、税申告を忘れずに行ってください
- 前年所得が審査基準以上であっても、失業や災害等による特例制度があります
- 学生の方は「本人」の所得が一定額以下の場合には、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用していただくことになります
- 免除又は猶予が承認されると、付加年金及び国民年金基金は利用できません